

大阪市保育・幼児教育センターの研修等の実施に係る災害時等の取扱いについて

午前 7 時の時点、及び午前 7 時を過ぎて研修等開始時刻までに、次に掲げる様態及び規模の災害等が発生した場合には、午前のみまたは全日（午前から開始し午後まで）開催予定の研修等を中止します。

午前 11 時の時点、及び午前 11 時を過ぎて研修等開始時刻までに、次に掲げる様態及び規模の災害等が発生した場合については、午後から開催予定の研修等を中止します。

ア 気象庁より、大阪市に「暴風警報」もしくは「暴風雪警報」、または河川氾濫を除く各種「危険警報」・「特別警報」が発表された場合。

イ 大阪市（大阪市長）より、淀川の河川氾濫の「警戒レベル 3（高齢者等避難）」「警戒レベル 4（全員避難）」の発令があった場合。

ウ 大阪市内のいずれかの地域において、震度 5 弱以上の地震が発生（気象庁発表）した場合。

※上記ア～ウ以外に大阪市災害対策本部が設置され、災害本部長（市長）から指示があった場合はその指示に従うことになります。その際の取扱いについては、別途保育・幼児教育センターのホームページに掲載します。

※研修受講中に警報等が発表された場合の取扱いについては、その時点で判断します。
なお、上記の理由で研修等を休講した場合、その後の取扱いについては別途通知します。

この他、本取扱いに定めのない事項等については、大阪市保育・幼児教育センターで判断します。

担当：大阪市保育・幼児教育センター 研修担当
TEL：06-6952-0177